

「海外トップインフルエンサー招聘事業」にかかる仕様書

1. 事業名

「海外トップインフルエンサー招聘事業」

2. 事業目的

コロナ後の旅行需要の急回復、及び円安を背景に、2023年については訪日観光客の爆発的な回復が予想される。神戸観光局では、現在訪日を計画・検討している見込み客に対して、神戸を訪日時立ち寄り先として認知させ誘客を図ることを目的に、各地で影響力をもつトップインフルエンサーを招聘し、神戸の魅力や現状を世界に発信するプロモーション事業を実施する。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 訴求対象・訴求内容

以下の想定するターゲットに対して、重点コンテンツを中心に訴求し、訪神意欲の喚起を図る。

(1) ターゲット

・言語圏及び想定国

- ① 英語圏…アメリカ、イギリス、オーストラリアなど
- ② フランス語圏…フランスなど
- ③ 中国語圏（繁体字）…台湾、香港など

※ 当事業の公募及び契約は、上記①～③の言語圏ごとに3カテゴリに分けて実施する。

・趣味嗜好

それぞれの言語圏のうち、食やグルメに関心が高く、美食を求めて世界中を旅行する訪日見込み客。

(2) 重点コンテンツ

「神戸ビーフ」「灘五郷の日本酒」を中心として、神戸が誇る世界レベルの食コンテンツについて、ガストロノミーツーリズムの文脈で訴求を行う。

5. 実施内容

訴求対象・訴求内容に留意の上、本事業については下記の手法を用いて実施する。

(1) インフルエンサー招聘

ターゲット①～③に対して影響力のあるインフルエンサーを活用し、重点コンテンツを中心とした発信を行う。具体的には、インフルエンサーの選定、調整、招聘、滞在・活動支援、発信状況についての管理監督を行う。

- ※ 招聘するインフルエンサー、及び人数、発信回数、時期、内容等については、公募時の提案により決定する。
- ※ 各カテゴリにおいて、招聘者のうち1名以上はトップインフルエンサー（SNSフォロワー数100万人以上、もしくは同程度の影響力を持つインフルエンサー）を含める。
- ※ インフルエンサーの選定においては、フォロワー数やリーチ数にとらわれず、重点コンテンツや、事業との親和性に留意する。

(2) メディア招聘

インフルエンサーFAMに同行、もしくはインフルエンサーの発信内容を活用するなど、インフルエンサー招聘に付随し、さらなる情報拡散をはかれるメディア・媒体を招聘する。

- ※ 招聘するメディアや発信内容等については、公募時の提案により決定する。

6. 報告

- ・ 事業についての進捗報告は随時行うこと。
- ・ 事業実施後に、実施内容や成果について資料にまとめて報告を行うこと。
- ・ 報告内容について、委託者が不足と判断した場合には修正を指示することがある。修正後の提出も契約期間内に終わらせるようにすること。

7. 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施を行うために、定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- (3) この業務委託により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利含む）については、原則として委託者に帰属させるものとする。
- (4) 本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、当局からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- (5) 本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（事業者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。

8. 問い合わせ先

(一財) 神戸観光局 観光部 担当：新井・山崎
〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館9階）
電話：078-262-1904 Email: topics@kcva.or.jp